

令和3年第3回小金井市議会定例会予算における  
新型コロナウイルス感染症対策について

1 事業規模

(単位：千円)

区 分	事業費	令和3年度			
		一般会計 (第9回)	一般会計 (第10回)	一般会計 (第11回)	国民健康保険特別会計 (第2回)
総額（一般会計＋特別会計）	380,816	23,651	307,831	44,140	5,194

2 主要事項（小金井市緊急対応方針の取組）

(単位：千円)

区 分	事業費	令和3年度			
		一般会計 (第9回)	一般会計 (第10回)	一般会計 (第11回)	国民健康保険特別会計 (第2回)
(1) いのちを守る	220,255	23,651	152,464	44,140	0
○ 新型コロナウイルスワクチン接種の実施【健康課】 新たに小金井 宮地楽器ホール（市民交流センター）に集団接種会場を開設する等、新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、必要な体制を確保し、円滑なワクチン接種を実施	179,971	23,651	112,293	44,027	0
○ 自宅療養者等への支援【健康課】 新型コロナウイルス感染症に罹患等をした場合の療養期間のうち、市の自宅療養者等生活支援事業、東京都の配食事業等でカバーできない部分の支援について、買物を代行するサービスを事業化することで、自宅療養者等の支援を拡充	113	0	0	113	0
○ 接触者外来等設備整備の補助【健康課】 新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する接触者外来等を設置する医療機関に対し、検査体制の維持及び感染対策の強化を目的とした物品購入費等を補助	29,765	0	29,765	0	0
○ PCR検査の支援【健康課】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況を踏まえ、PCR検査受検者の搬送用自動車を2台増車	10,406	0	10,406	0	0
(2) くらしを守る	10,257	0	5,063	0	5,194
○ 子育て世帯等への支援 ・ 育児支援ヘルパー派遣事業【子ども家庭支援センター】 産前の安静を要する妊婦及び出産直後の産婦を介助する者がいない家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣（利用件数・時間の増加） ・ 里帰り等予防接種費助成金事業【健康課】 里帰り等で予防接種を受診する母子に対し、接種費用を助成（単価・人数の増加）	3,444 (693)  (2,751)	0 (0)  (0)	3,444 (693)  (2,751)	0 (0)  (0)	0 (0)  (0)
○ 介護予防・フレイル予防活動の支援【介護福祉課】 活動機会の減少による高齢者の心身機能の低下を防ぐため、オンラインを活用し、社会参加の方法の講習を行い、高齢者の通いの場の活動を支援	1,619	0	1,619	0	0
○ 国民健康保険税等の減免【保険年金課】 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った方又は一定以上収入の減少が見込まれる方に対し、国民健康保険税の減免を実施	5,194	0	0	0	5,194
(3) 地域を守る	139,961	0	139,961	0	0
○ 事業者支援及び消費喚起【経済課】 コロナ禍における生活応援及び市内の事業者支援を図るため、キャッシュレス決済による最大1万円相当のポイント還元事業を実施	139,961	0	139,961	0	0

(単位：千円)

区 分	事業費	令和3年度			
		一般会計 (第9回)	一般会計 (第10回)	一般会計 (第11回)	国民健康保険特別会計 (第2回)
(4) 市民サービスの基盤を守る	10,343	0	10,343	0	0
○ 市施設における運営体制の補償 【コミュニティ文化課、生涯学習課】 小金井 宮地楽器ホール（市民交流センター）及び清里少年自然の家における指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による損失を補償	10,343	0	10,343	0	0

※ 個別の内容等については、【 】内の担当課までお問い合わせください（予算担当と事業担当が異なる場合があります）。



検索



くらし

子育て・教育

健康・福祉

市政

観光・文化

[トップページ](#) > [くらし](#) > [産業・労政](#) > [中小企業](#) こがねい地域応援券を発行します

## こがねい地域応援券を発行します

更新日：2021年10月4日

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している市内の消費喚起及び市内の事業者の支援を目的として、1人あたり2,500円分の「こがねい地域応援券」を全市民に発行します。

こがねい地域応援券は、令和3年10月中旬頃から、特定記録郵便で世帯ごとに順次発送いたします。日々のお買い物にぜひご活用ください。

▼ [事業者向けのご案内はこちら](#)

### こがねい地域応援券の概要

#### 対象者

令和3年7月31日時点から引き続き小金井市に住民登録がある方

注記：やむを得ず、住民登録ができないまま小金井市に居住している方は、経済課産業振興係までご連絡ください。

#### 応援券の構成

A券4枚、B券1枚 計5枚、各500円（2,500円分）

##### A券（4枚）

大型店舗を除く取扱店舗のみで使える券

##### B券（1枚）

大型店舗（売場面積500平方メートル以上）を含め、すべての取扱店舗で使える券

注記：大型店舗については、下記の取扱店舗一覧にてご確認ください。

注記：一冊の中に2種類の券面が混ざっているため、使用の際はご注意ください。

#### 使用期間

令和3年11月13日（土曜）から令和4年2月13日（日曜）まで

注記：使用期間終了後は、いかなる場合も使用・換金できません。

#### 取扱店舗

☑ [小金井市商工会のページでご確認いただけます。（外部サイト）](#)

小金井市商工会ホームページのほか、商工会窓口、経済課窓口等でも配布しています。

#### 注意事項

- 1つの封筒には最大で3名分の応援券を同封しています。4名以上世帯の場合、複数の封筒が届きます。その際は、別々のタイミングで届く場合があります。
- 応援券はおつりが出ません。
- 使用期限後は、応援券が一切利用できません。換金等も受け付けられませんので、期限までにご使用ください。
- 応援券が使用できない商品があります。くわしくは、応援券に同封する案内状をご覧ください。
- 応援券事業において、市から市民の方に金銭や金融機関での手続きを求めることはありません。市役所や商工会の名を語り直接連絡が来るなど不安なことがある場合は、市または警察署にご連絡ください。

#### 中小企業

> [こがねい地域応援券取扱店舗募集（事業者向け）](#)

> [小金井個店応援プロジェクト 小金井市内のお店「応援弁当」販売](#)

> [新型コロナウイルス感染症対策融資あっせん制度のご案内](#)

> [危機関連保証制度の認定について](#)

> [新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援施策のご案内](#)

> [セーフティネット保証（5号）制度の申請について](#)

> [中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画について](#)

> [セーフティネット保証（4号）制度の申請について](#)

> [小金井市小口事業資金融資あっせん制度のご案内](#)

> [東京都中小企業従業員生活資金融資制度「さわやか」のご案内](#)

> [勤労者福祉サービスセンター会員募集のご案内](#)

> [東京都制度融資「つなぎ」をご利用の方へ 利子補給制度のご案内](#)

> [NPO法人を対象とした利子補給制度のご案内](#)

★ お気に入り

> 編集

+ このページを登録する

? 情報が  
見つからないときは

## 事業者の方へ

換金方法については、以下の商工会ホームページをご覧ください。

[☒ 小金井市商工会ホームページ（外部サイト）](#)

新たにこがねい地域応援券の取り扱いを希望される場合は、以下の申込を行ってください。  
ホームページには順次掲載いたしますが、使用する市民への周知が不十分な場合があります。

### 登録方法

[📄 こがねい地域応援券取扱店募集案内（PDF：547KB）](#)

こちらの案内をお読みいただき、下記の申込書をご提出ください。

[📄 こがねい地域応援券取扱店申込書（ワード：35KB）](#)

### 申込書送付先

〒184-0013  
小金井市前原町3丁目33番25号  
小金井市商工会  
FAX：042-382-8585

注記：郵送、ファクス、商工会ホームページからお申込みください。

[☒ 小金井市商工会ホームページ（外部サイト）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

### お問い合わせ

（こがねい地域応援券の制度、住民情報に関すること）

経済課産業振興係

電話：042-387-9831

FAX：042-386-2609

メールアドレス：s030399 (at) koganei-shi.jp

注記：迷惑メール対策のため、メールアドレスの標記を一部変更しております。お手数ですが、メール送信の際は（at）を@に置き換えてご利用ください。

（取扱店舗、換金に関すること）

小金井市商工会

電話：042-381-8765

FAX：042-382-8585

[^ このページのトップへ](#)

[> このホームページについて](#) [> リンク集](#) [> モバイル版](#)

## 小金井市役所

[> 市役所への地図](#)

〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

電話：042-383-1111（代表）

法人番号3000020132101 [（法人番号について）](#)

本庁舎と第二庁舎の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで、土曜、日曜、祝日と12月29日から1月3日までの間はお休みです。



駅頭呼び掛け活動について（案）

1 目的

新型コロナウイルス感染防止に向けた、ワクチン接種及び感染防止行動の呼び掛け

2 背景

(1) 新型コロナワクチン接種率の伸び悩み

市では接種率80%を目指しているが、接種の予約が伸び悩んでいる。特に10代～30代の接種が望まれる。

(参考) 10～30代の1回目接種率 9月26日現在

10～14歳 65.39% 20代 67.02%

15～19歳 75.10% 30代 73.92%

(2) 感染リバウンドの懸念

第5波は収束に向かっており、9月30日には緊急事態宣言も解除された。しかし、第6波の懸念は大きく、リバウンド防止への初動が重要である。

3 日時

10月 5日（火） 17:00～18:30

10月12日（火） 17:00～18:30

4 場所・配置

(1) 武蔵小金井駅構内コンコース 5人（正面3人＋南北出入口付近1人ずつ）

(2) 東小金井駅構内コンコース 4人（正面2人＋南北出入口付近1人ずつ）

※加えて、小金井市医師会有志がご参加される場合があります。

5 動員

	10/5（火）	10/12（火）
武蔵小金井駅	理事者、堤課長 企画財政部管理職1名 総務部管理職1名 環境部管理職1名	理事者、堤課長 市民部管理職1名 福祉保健部管理職1名 子ども家庭部管理職1名
東小金井駅	理事者、石原課長 学校教育部管理職1名 都市整備部管理職1名	理事者、石原課長 生涯学習部管理職1名 議会事務局等管理職1名

6 必要備品等

マイク、プラカード6枚 チラシ（各100部）、

## タイトル

### 【市内の保育等施設勤務者（市外在住者）に係るワクチン接種の受入について】

## リード

以下の施設に勤務される方々の内、市外にお住いの方で早期のワクチン接種を希望される方は、小金井市内での接種が可能となります。ご希望の方は、以下を参考の上、コールセンターにて予約をお願いします。

#### 1 対象者等

次の①及び②の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 小金井市内に立地する認可保育所、特定地域型保育事業、認可外保育所、幼稚園及び学童保育所（以下、「保育等施設」といいます。）で勤務される方。（保育士、看護師、栄養士、給食調理、幼稚園教諭等、職種の限定はありません。また、常勤、非常勤の別は問いません。）
- ② ワクチン接種を希望される方で、1回目の接種が完了していない方及び2回目の接種までに期間を要する方（今回の予約は、ファイザー社製ワクチンを使用します。いわゆる交差接種はできませんのでご注意ください）

#### 2 接種会場

小金井宮地楽器ホールまたは小金井市保健センター

#### 3 申し込み方法等

新型コロナウイルス感染症対策小金井市コールセンター

電話 042-316-7665

上記にてご予約をお願いいたします。その際、市内保育等施設の施設名（園名）をお伝えいただき、当該施設の勤務者であることをお知らせください。

1回目の接種について10月10日（日）までの予約が完了した方は、第1回及び第2回とも宮地楽器ホールでの接種が可能です。

なお、接種時にはワクチン接種券及び身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）が必要となりますので、予めご準備いただくようお願いいたします。

## リバウンド防止措置期間における市施設の対応について

## 【市関連施設】

施設名	対応	備考
[集会施設] 市民会館（萌え木ホール）、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）、前原暫定集会施設※、婦人会館、上之原会館、前原町西之台会館、桜町上水会館、貫井北町集会場、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	開館中＝午前9時～午後9時	・大声を出すイベントは人数制限あり（定員の1/2） ・カラオケ設備使用制限（感染対策の徹底が必要） ・飲食可（個食、黙食及び感染対策の徹底が必要） ※前原暫定集会施設は、12月末まで貸出中止
小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	開館中＝午前9時～午後9時	・大声を出すイベントは人数制限あり（定員の1/2） ・ワクチン接種会場となるため、9月22日～10月31日は一部利用制限あり
はけの森美術館	展示替えのため休館	10月30日から企画展開催

## 【スポーツ関連施設】

施設名	対応	備考
総合体育館	開館中＝午前9時～午後9時	・大声を出すイベントは人数制限あり
栗山公園健康運動センター	<b>大規模改修工事に伴い令和4年3月31日（予定）まで休館</b>	
一中クラブハウス	10月1日から再開＝午前9時～午後9時	
一中テニスコート	開放中＝午前9時～午後3時	
南中学校テニスコート夜間開放	開放中＝午後7時～午後9時	
上水公園運動施設（グラウンド・テニスコート）	開場中＝午前7時～午後5時	・大声を出すイベントは人数制限あり
市テニスコート場	開場中＝午前9時～午後5時	

## 【図書館・公民館 ほか】

施設名	対応	備考
図書館本館	開館中＝午前10時～午後5時 （水木金は1階のみ午後8時まで）	・長時間利用自粛の協力依頼
図書館緑分室	開館中＝午前10時～午後5時	
図書館東分室・貫井北分室	開館中＝午前9時～午後7時	
西之台会館図書室	開館中＝午前10時～午後5時	
公民館本館、貫井南・東・緑・貫井北分館	開館中＝午前9時～午後9時	・大声を出すイベントは人数制限あり（定員の1/2） ・カラオケ設備使用制限（感染対策の徹底が必要） ・飲食可（個食、黙食及び感染対策の徹底が必要） ・緑分館の野外調理場は引き続き利用中止
清里山荘	開館中 ※新規申し込みを再開	
文化財センター	開館中	
環境楽習館	開館中	
本町・東・貫井南・緑児童館	開館中（東児童館、貫井南児童館の夜間開館日は午後8時まで）	

※東京都におけるリバウンド防止措置（令和3年9月28日）に基づく対応を基本とする。

※全ての施設利用において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策（マスク着用、大声を控える、手洗、消毒、密集回避、身体的距離確保、飲食制限、検温など）を継続する。

# 東京都におけるリバウンド防止措置

---

令和3年9月28日

東京都



# 1. 東京都におけるリバウンド防止措置

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年10月1日（金曜日）0時から10月24日（日曜日）24時まで

## (3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請等を実施

### ①都民向け

- ・外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

なお、10月25日（月曜日）以降の措置等の内容については、別途、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、決定する。

また、上記期間の終了前であっても、感染状況等に応じ、専門家の意見を聴取した上で、措置等の強化又は緩和を行うことがある。

## 2. 都民向けの要請

- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを要請 (法第24条第9項)
- 21時以降、飲食店等に入入りしないことを要請 (法第24条第9項)
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請  
(法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業時間の短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）</li><li>・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項）</li><li>・ 11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする</li></ul></li></ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項）</li><li>・ 酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項）</li></ul></li><li>● 飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項）</li></ul>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"><li>● 飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）</li></ul>

(次頁に続く)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>以下の取組の実施</b>を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員に対する検査の勧奨</li><li>・入場をする者の整理等</li><li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・手指の消毒設備の設置</li><li>・事業を行う場所の消毒</li><li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li><li>・施設の換気</li><li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li></ul></li><li>● <b>業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底</b>を要請（法第24条第9項）</li></ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	

# 3. 事業者向けの要請等

## (2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>規模要件等に沿った施設の使用</b>を要請 (法第24条第9項) (「3 (6) イベントの開催制限」参照)</li><li>● <b>営業時間短縮 (5時～21時)</b>の協力を依頼</li></ul>
<b>集会場等</b> (第5号)	<b>集会場、公会堂 等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>以下の取組の実施</b>を要請 (法第24条第9項)<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員に対する検査の勧奨</li><li>・入場をする者の整理等</li><li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・手指の消毒設備の設置</li><li>・事業を行う場所の消毒</li><li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li><li>・施設の換気</li><li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li></ul></li></ul>
<b>展示場</b> (第6号)	<b>展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</b>を要請 (法第24条第9項)</li><li>● <b>利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</b>を要請 (法第24条第9項)</li></ul>
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底</b>を要請 (法第24条第9項)</li><li>● <b>業種別ガイドラインの遵守</b>を要請 (法第24条第9項)</li></ul>

# 3. 事業者向けの要請等

## (3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）（「3（6）イベントの開催制限」参照）</li><li>● 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼</li><li>● 以下の取組の実施を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li><li>・ 入場をする者の整理等</li><li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・ 手指の消毒設備の設置</li><li>・ 事業を行う場所の消毒</li><li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li><li>・ 施設の換気</li><li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li></ul></li></ul>
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）</li></ul>
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</li><li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）</li><li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li></ul>

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	<ul style="list-style-type: none"><li>●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼（生活必需物資を除く。）</li><li>●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員に対する検査の勧奨</li><li>・入場をする者の整理等</li><li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・手指の消毒設備の設置</li><li>・事業を行う場所の消毒</li><li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li><li>・施設の換気</li><li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li></ul></li></ul>
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"><li>●百貨店の地下の食料品売り場等に対し、入場者の整理等の実施を要請（法第24条第9項）</li><li>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請（法第24条第9項）</li><li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</li></ul>
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<ul style="list-style-type: none"><li>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項）</li><li>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</li></ul>
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	

# 3. 事業者向けの要請等

## (5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底について、協力を依頼</li> <li>・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底について協力を依頼</li> <li>・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る</li> <li>・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することについて協力を依頼</li> </ul>
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> <li>・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底</li> </ul>
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> <li>・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底</li> </ul>
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)



### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限（※令和3年10月30日（土）24時まで）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）**

	施設の収容定員（※1）			
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～20,000人以下	20,000人超
大声なし （※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可	10,000人まで可
大声あり （※2）	収容定員の半分まで可			10,000人まで可

（大声なし）クラシック音楽、演劇等 （大声あり）ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できることが必要

※2 大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断

- **営業時間の短縮（5時～21時）について、協力を依頼**
- **業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）**
- **参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底について、協力を依頼**
- **接触確認アプリ等の利用奨励を要請（法第24条第9項）**

#### (7) 職場への出勤等

- **職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）**
- **事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅について、協力を依頼**